

たい迫込網漁業の許可取扱方針

昭和43年5月29日

昭和48年6月13日

昭和57年7月30日

(目的)

第1 この方針は、青森県沖合海域でこの漁業を営む者の許可について必要な事項を定める。

(許可の申請)

第2 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則第8条に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて申請すること。

- (1) 所属漁業協同組合の副申書
- (2) 共同漁業権漁場内で操業しようとする者は、当該共同漁業権者の同意書
- (3) 使用漁具図(展開図(配置図)の仕様、寸法を明確にしたもの。)
- (4) 第3の1)を証する所属漁業協同組合長の証明書5) 従事内容別使用漁船名簿

(許可の対象者)

第3 許可の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 従前からこの漁業を誠実に操業してきた実績を有する者
- 二 その他知事が、特に必要と認めたる者

(使用漁船の制限)

第4 使用できる漁船(附属船を含む。)は、次のとおりとする。

- (1) 操業海域が陸奥湾以外の場合は、総トン数5トン未満の青森県知事の登録漁船。
- (2) 操業海域を陸奥湾とする場合は、総トン数5トン未満及び推進機関の馬力数330キロワット(漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)附則第2条第1項及び第2項の推進機関にあっては70馬力並びに昭和57年7月17日以前に登録を受けた推進機関にあっては35馬力)以下の青森県知事の登録漁船とする。
- (3) 原則として使用船舶は、自己の所有にかかるもの。

(操業区域)

第5 操業区域は、共同漁業権漁場を除いた青森県沖合海域とする。ただし、第2の2)に定める漁業権者の同意のある共同漁業権漁場はこの限りでない。

(許可をしない場合)

第6 青森県海面漁業調整規則第23条の規定を適用するほか、小型機船底びき網漁業の違反者または違反漁船をもって申請があつた場合は許可をしない。

(許可期間および操業期間)

第7 許可期間は1年以内とし、操業期間は、6月1日から9月30日までとする。

(制限又は条件)

第8 本漁業を許可するにあたり、次に掲げる制限又は条件を付する。

- (1) 使用する身網部垣網(袖網)の片側の長さは200メートル以下、使用する網の日合は6センチメートル以上とする。

- (2) 威かくなわ（かつらなわ）の全長は、600メートル以内とする。また、これをひくえい網の片側の長さは200メートル以内とする。
- (3) 身網部敷網の目合は4.2センチメートル以上とする。
- (4) 定置漁業の操業中は、その前面1,000メートル以内、後面300メートル以内および沖合150メートル以内の各海域では操業しないこと。
- (5) はえなわ漁業、一本釣漁業（ふかせ漁業を含む。）を妨げないこと。
- (6) 操業の指揮船は、青森県海面漁業調整規則第13条第3項の定める標識を掲げなければならない。

（許可番号の表示様式）

第9 青森県海面漁業調整規則第13条第3項に定める標識に記入する許可番号の表示様式は、次のとおりとする。

『ア オ オ - ○』

（○印は許可番号）